

報告事項イ

コンプライアンス強化運動期間の取組について

コンプライアンス強化運動期間の取組について、別紙のとおり報告します。

平成22年5月27日

鳥取県教育委員会教育長 横 濱 純 一

コンプライアンス強化運動期間の取組について

教育総務課

会計検査院の指摘により、鳥取県において明らかとなった不適正な経理処理への対応として、特に「コンプライアンス強化運動期間」を設定し、全庁的にコンプライアンス向上のための取組を進めました。この期間における鳥取県教育委員会の取組状況を報告します。

1 コンプライアンス強化運動期間

平成 21 年 12 月 10 日～ 12 月 31 日（1 回目）

平成 22 年 3 月 1 日～ 4 月 30 日（2 回目）

2 運動期間中の取組状況

(1) 職員への周知徹底

全職員への周知徹底

・コンプライアンス確立に向けた取組への周知徹底	(12月10日教育長通知)
・全職員への知事の緊急メッセージの周知徹底	(12月10日教育長通知)
・全職員へ「県民の誓い」の周知徹底	(1月5日教育長通知)
・年度末に当たっての職員への周知徹底	(3月1日全職員へメール)
・年度当初に当たっての職員への周知徹底	(4月6日全職員へメール)

管理職員への周知徹底

・事務局内課長会議 [1回目] [2回目]	12月8日、2月10日開催
・県立学校事務長会 [1回目] [2回目]	12月9日、2月17日開催
・県立学校長会 [1回目] [2回目]	12月25日、2月10日開催
・事務局課長補佐会議	4月2日開催

(2) 重点的な取組

コンプライアンス研修の実施（適正経理関係）

・本庁全職員対象	12月24日実施
・各県立学校教職員対象	各学校ごとに実施

職員の意識啓発

・「緊急メッセージ」(知事メッセージ)の室内掲示
・「県民への誓い」の室内掲示
(その他、全職員が名札及び職員証への貼付、朝礼での唱和等を徹底)

運動期間後も、引き続き実施中

財務事務の重点的 point 検

・年度末業務の再 point 検を実施（予算執行の確認等）
・検査検収者の複数指名を実施

不適正経理事例の原因等の分析

・該当職場（学校）ごとに発生原因・背景の分析、改善点の取りまとめ
全所属に周知し、職場研修へ活用

コンプライアンスの視点での業務の点検

ア 点検内容

すべての所属、学校で、業務における自己点検、公金管理等の点検を実施した。

(ア) 業務執行状況 (適正な業務管理等)

(イ) 公金・県費外会計の執行状況 (通帳管理の状況等)

イ 点検結果

点検の結果、把握された課題等に対して、必要な改善措置等を行った。

(ア) 業務執行状況

業務委託の事務手続き

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・業務委託契約において、業務量の事前確認が徹底できていなかったため、業務量を誤って過大に発注した。(1所属・1高校)・業務委託契約の内容確認が不十分だったため、契約外の業務を業者に依頼していた。(1高校) |
|---|

【改善措置】

- ・所管課を通じて、是正手続きを進めた。
- ・全所属に契約事務等の適正な執行について注意喚起する。

(イ) 公金・県費外会計の執行状況

() 2月9日開催の教育委員会で報告済のもの

新たな通帳・口座の確認

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・4所属・学校において、6通帳(口座)を新たに確認した。 |
|--|

【改善措置】

- ・解約手続きを行い、県に収納等を行った。

新たな金券類の確認

所属	概要		
小中学校課	金額	図書券・図書カード	15,000円

【改善措置】

- ・物品事務取扱規則に基づく物品(金券類)として整理し、受払簿を作成した。事務局内で有効活用を図る。

() 今回、新たに報告するもの

所属	概要		
教育環境課	金額	切手(100円切手他)	103,943円
	発見の概要		
	・執務室内の書類棚を整理したところ、引出し奥の隙間から郵券の入った袋を発見した。 (袋に記載されている所属名等から、10年以上前の旧所属で取り扱っていたものと推定される。)		

【処理方針】

- ・物品事務取扱規則に基づく物品(金券類)として整理し、受払簿を作成する。事務局内で有効活用を図る。

(3) 制度面の見直し

不適正な経理処理に係る処分等の厳格化

- ・ 県教育委員会の懲戒処分等の指針の改正 (12月10日教育長通知)

鳥取県教職員コンプライアンス行動指針等の見直し

- ・ 今回の不正経理処理を踏まえた全面改正 (12月28日教育長通知)
- ・ 県教委「不祥事防止データベース」の見直し (12月28日教育長通知)
(今回の不適正事例の追加等)

外部通報窓口の設置

(行政監察監対応 12月10日通知)

- ・ 外部通報窓口の設置について全職員に周知

物品の検収チェック体制の見直し

(会計局対応 12月9日、12月14日通知)

- ・ 物品を確実に確認・検査するための検収方法の改正について全職員に周知

3 今後の対応

コンプライアンス確立本部(本部長:副知事)の対応方針に基づき、職員のコンプライアンス意識の徹底を図るとともに、再発防止に向けた取組みを進める。

各所属・学校における定期的、組織的な日常業務の点検を進める。

緊急メッセージ(知事メッセージ)の室内掲示及び「県民への誓い」の室内掲示(併せて名札等への貼付、朝礼での唱和等)に引き続き取り組む。